

長崎県地方機関 再編の基本方針

平成20年3月

長 崎 県

～ 目 次 ～

はじめに	1
見直しの背景	2
1．市町村合併の進展による市町の規模・能力の拡大 ...	2
2．地方分権改革、権限移譲への取り組み	2
3．交通・通信網の整備による生活圏の拡大	2
4．さらなる行財政改革の要請	2
現状と課題	3
1．住民に身近な行政サービスのあり方	3
2．地方機関と本庁の関係のあり方	3
3．所管区域のあり方	3
4．地方機関の配置のあり方	4
再編の基本的な考え方	4
1．市町との役割分担の明確化	4
2．本庁との業務分担の明確化	5
3．交通・通信網の整備等に応じた再編	5
4．組織の簡素化・効率化	5
再編の基本方針	6
1．現状の体制	6
2．再編の基本方針	8
(1) 本土地区	8
(2) 離島地区	14
(3) その他の地方機関	15
3．部門別の見直し方針	16
(1) 総務・経理部門	16
(2) 県税部門	16
(3) 保健・環境部門	17
(4) 水産部門	18
(5) 農林部門	18
(6) 土木部門	20
4．再編の時期について	20

はじめに

地方分権の時代において、県と市町は対等・協力の関係を構築しつつ、住民に最も身近な地域行政を担う基礎的自治体としての市町と、広域的・専門的な行政サービスを担う広域的自治体としての県との役割分担の明確化が求められています。

このような中であって、住民に身近な行政は、地域の実情に応じて、できる限り住民に身近な地方公共団体である市町が担うことが望ましく、地域自らが主体的に地域づくりを進めていくことができるよう、県は市町に対して、市町の規模・能力やまちづくりの方向性に沿った権限移譲を進めるなど、地方分権時代に即した取組を行っていくこととしています。

一方、市町が基礎的自治体としての機能を十分に担っていくことから、県はより専門的機能を活かしながら市町を支援する役割や補完する役割を一定残しつつも、徐々に市町の自主性・自立性を高めていくため、市町への関与を縮減していくことが求められるとともに、県は本来の機能である広域的機能や専門的機能をこれまで以上に発揮することが期待されています。

このように、県と市町の役割分担の明確化を図っていく中で、県としても、これまでの組織体制を見直していく必要があり、とりわけ地域に密着し、市町との関係が深い地方機関については、そのあり方を全体的に見直すこととします。

今後は、本基本方針に基づき、関係機関や県民の意見等を踏まえながら、具体的な再編に取り組んでまいります。

見直しの背景

1. 市町村合併の進展による市町の規模・能力の拡大

いわゆる「平成の大合併」による市町村合併により、県内市町村数は平成18年3月31日までにそれまでの79市町村から23市町となりましたが、県では、引き続き新合併特例法による合併を積極的に推進することとしています。

このような合併の大幅な進展によって市町は規模や能力を拡大し、さらに行財政基盤も強化されていくこととなり、県の役割、中でも地方機関が果たしてきた市町に対する支援・補完の機能はこれからは限定的になっていくべきものと考えられます。

2. 地方分権改革、権限移譲への取り組み

地方分権改革が進展し、国・県・市町村のそれぞれの役割や権限のあり方が問われる中で、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な行政が担うという考えから、県はより広域的・専門的な視点に立って業務を遂行することが期待されています。

また、市町村合併が進むことで市町の行政規模や能力は拡大し、本県においても住民に身近な行政を中心に、市町へ権限移譲を進めていくことが求められています。このため県では、その本来の役割として広域的機能や専門的機能をこれまで以上に発揮するための組織体制の見直しも併せて求められています。

3. 交通・通信網の整備による生活圏の拡大

本県の振興局・地方局をはじめとする地方機関の配置は、昭和46年以来、40年近くにわたり現状の体制を基本として継続してきました。この間、県内の交通網は、各種幹線道路・橋梁及びトンネルの新設・改良が進み、県内各地を結ぶ時間距離は格段に縮まってきており、併せて、住民の生活圏も拡大してきました。

また、近年の情報通信技術の飛躍的な発展により、情報通信基盤の整備も進み、住民生活における時間・距離の制約が縮小し、実質的な生活圏域も拡大してきています。

4. さらなる行財政改革の要請

近年、地方公共団体の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、組織体制のスリム化など行財政改革へのさらなる取組が求められています。

このため、県では、平成18年に策定した「長崎県行財政改革プラン」において、地方分権や市町村合併の進展による業務の廃止・縮小、電子県庁の推進による事務の

効率化などと併せ、地方機関のあり方については、統廃合を含め抜本的に見直しを行うことを方針として盛り込んでいます。

現状と課題

1．住民に身近な行政サービスのあり方

住民が直接享受するような行政サービス、住民一人ひとりにきめ細かな対応が必要な行政サービス、または市町のまちづくりに関連する施策など、住民に身近な行政は、より住民に近い市町で担われることが望ましいと考えられます。

また、合併により県内の市町は規模を拡大し、さらに能力・行財政基盤も強化されていくこととなり、県の役割、中でも地方機関が果たしてきた市町に対する支援・補完の機能はこれからは限定的になっていくべきものと考えています。

2．地方機関と本庁の関係のあり方

市町村合併により、一行政区域が広域化していることから、地域行政の総合調整には、より広域的な視点が必要となり、これからの行政課題は全県的な視点に立って調整するケースが多くなってくると考えられ、総合調整機能は本庁において担うことが望ましいと考えています。

また、地域振興の業務にかかる政策決定の現状から見ても、県の地方機関で完結する市町関連の行政サービスは限られており、従来の上では、市町、県民から見た場合、本庁と地方機関で同じことを二度検討するような二重行政の負担感が強まっていくことから、今後は、意思決定の一層の効率化・迅速化を図っていくことが必要と考えています。

3．所管区域のあり方

これからの地方機関の所管区域については、各機関の業務量を踏まえるとともに、市町村合併の状況、道路交通網や情報通信網などの社会基盤の整備状況、さらには住民の生活圏の拡大などを考慮して検討する必要があります。

とりわけ、主な行政対象としての市町の区域は大きく拡大しており、従来の圏域ごとに配置されている各地方機関の所管区域については、業務の効率性の上からも見直しが必要であると考えています。

4 . 地方機関の配置のあり方

既に述べたとおり、県政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民の期待に着実に応えていくためには、さらなる行財政改革が求められています。このため、地方機関においても、より効果的・効率的な体制を整備することが必要です。

現在、県内に5つの振興局・地方局を配置していますが、これ以外にも、特定分野に特化した単独の事務所が各地に配置されています。現在の地方機関の配置は、これまでその時代背景にあわせて必要な改正を行ってきた結果ではありますが、現時点で、以下のような課題があると考えています。

地域により、総合事務所が配置されたり、単独事務所が配置されたりするなど、必ずしも県民にとって分かりやすい体制となっていない。

農林水産の行政と普及など、本来、密接な連携が必要である業務を、別々に地方機関で行うなど、必ずしも、効果的・効果的な組織体制となっていない。

いわゆる「縦割り」で配置された単独事務所には、それぞれに総務・経理などの内部管理業務を担う部署が配置されており、効率化が求められている。

再編の基本的な考え方

1 . 市町との役割分担の明確化

市町村合併による市町の行政能力や行財政基盤の強化に伴って、地域振興（まちづくり）などの分野については基本的に市町が主体的に担っていくようになることに伴い、県の地方機関は地域における県の直接執行業務に特化した組織とする方向で見直しを行います。

併せて、振興局・地方局の地域振興部門については、縮小・廃止の方向で見直しを行います。

2 . 本庁との業務分担の明確化

1 . で述べたように、地域振興（まちづくり）などの分野については基本的に市町において主体的に担うようになることから、県が担う総合調整機能については、より広域化していくこととなります。

これまでは、広域的な総合調整を本庁で行う場合も、振興局・地方局をはじめとする地方機関が、その所管区域内の情報のとりまとめ業務を担ってきましたが、今後は本庁で一元的に対応することで、二重行政の解消及び意思決定の効率化・迅速化を図っていくこととします。このため、地方機関は、各地域・現場で行うことが必要な直接執行業務に特化した組織に見直しを行います。

3 . 交通・通信網の整備等に応じた再編

交通・通信網の整備や市町の区域の拡大を踏まえ、スケールメリットを活かした効率的な執行体制を確立するなど、業務の効率性の上からも、これまでの所管区域を見直すことが必要です。とりわけ、本土地区においては、各地域に配置した地方機関を統合し、その所管区域を拡大していきます。

ただし、県民へのサービス水準を維持するため、窓口機能や、緊急時の災害対応機能などについては、必要な支所の配置などにより対応することとします。また、離島地区の所管区域については、地理的要因から、現状を維持すべきものと考えています。

なお、所管区域の見直しにあたっては、県民に分かりやすいように、基本的に全部門の所管区域について統一する方向で検討します。

4 . 組織の簡素化・効率化

既に述べたように、地方機関の配置については、以下の観点から、地域ごとに総合地方機関を設置します。

県民に分かりやすい組織体制とする

連携が容易で、より効果的な行政サービスの提供が可能となる組織体制とする

総務・経理等の共通部門を一元化するなど、より簡素で効率的な業務執行体制を確立する

再編の基本方針

1. 現状の体制

本県では、平成20年4月時点で、本庁以外に各地域において県の業務を執行する機関として、県外事務所も含めて65の地方機関を設置しています。主な部門ごとの地方機関の配置状況は、次に示すとおりです。

【総合事務所】

下表のとおり、複数の業務部門を有する行政機関を、県内5箇所に配置しています。

地方機関名	所管区域	担当する主な部門
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町	地域振興、商工労働、水産、農林、土木、総務・経理
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	農林、土木、総務・経理
五島地方局	五島市、新上五島町	県税、農林、水産、土木、総務・経理
壱岐地方局	壱岐市	県税、農林、水産、土木、総務・経理
対馬地方局	対馬市	県税、農林、水産、土木、総務・経理

長崎市、諫早市、大村市、西海市、時津町及び長与町については、振興局や地方局の所管ではなく、基本的には本庁直轄区域となっています。但しこれらの区域にも、県税事務所、農業改良普及センター、土木事務所といった、必要な業務を行うための地方機関をそれぞれ単独で配置しています。

【県税部門】

県税の賦課や徴収など、県税業務を担当する行政機関として、長崎県税事務所、佐世保県税事務所、諫早県税事務所及び島原県税事務所の4事務所を設置しています。

なお、離島地区においては、各地方局の税務課で県税業務を行っています。

【福祉部門】

生活保護の業務などを担当する行政機関として、西彼福祉事務所、東彼・北松福祉事務所及び上五島福祉事務所の3事務所を設置しています。

平成20年4月に東彼福祉事務所と県北福祉事務所を統合し、東彼・北松福祉事務所を設置。

【保健部門】

地域保健や衛生環境に関する業務を担当する行政機関として、西彼保健所など8保健所を設置しています。

また、保健所は、医療法で規定するいわゆる「二次保健医療圏域」ごとに設置しています。

【水産部門】

水産行政

地域における水産行政を担う組織は、県北振興局、五島地方局、杵岐地方局、対馬地方局の内部組織（水産課）として設置しています。

なお、島原振興局所管区域及び本庁直轄区域の水産行政は本庁で行っています。

水産普及

水産業改良普及事業を担う地方機関として、県央と県南のそれぞれに水産業普及指導センターを設置しています。

また、上記2センター以外にも、県北振興局、五島地方局、杵岐地方局及び対馬地方局の内部組織として、それぞれの地域を所管する水産業普及指導センターを設置しています。

【農林部門】

農林行政

地域における農林行政を担う組織は、県北振興局、島原振興局内の内部組織（農務課、林業課等）として設置しています。

なお、2振興局以外の区域の農林行政は本庁で行っています。

農業改良普及

農業改良普及事業を担う地方機関として、長崎、県央、島原及び県北のそれぞれに農業改良普及センターを設置しています。

また、上記4センター以外にも、五島地方局、杵岐地方局及び対馬地方局の内部組織として、それぞれの地域を所管する農業改良普及センターを設置しています。

家畜保健衛生所

家畜衛生に関する業務を担う行政機関として、中央家畜保健衛生所、県北家畜保健衛生所、県南家畜保健衛生所、杵岐家畜保健衛生所の4機関を設置しています。また、五島及び対馬にも支所を設置しています。

なお、家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法により、都道府県が設置することとされています。

農村整備事務所

土地改良事業や農村整備事業を担う地方機関として、県央農村整備事務所を単独で設置しています。これ以外にも、各振興局・地方局内に、同様の業務を担当する組織を設置しています。

林業事務所

林業の普及指導や治山・林道事業を担う地方機関として、長崎林業事務所を単独で設置しています。これ以外にも、各振興局・地方局内に、同様の業務を担当する組織を設置しています。

【土木部門】

道路・河川・港湾漁港の建設や維持管理などを担う地方機関として、長崎土木事務所、大瀬戸土木事務所及び諫早土木事務所を設置しています。これ以外にも、各振興

局・地方局内に、同様の業務を担当する組織を設置しています。

その他、県が設置している地方機関は、以下に掲げるものがあります。

- ・消防学校（1箇所）
- ・開成学園（1箇所）
- ・試験研究機関（環境保健研究センター・工業技術センター・窯業技術センター、総合水産試験場、総合農林試験場、果樹試験場、畜産試験場の7箇所）
- ・県外事務所（東京・大阪の2箇所）
福岡事務所は平成20年3月末で廃止。
- ・消費生活センター（1箇所）
- ・計量検定所（1箇所）
- ・食肉衛生検査所（諫早・川棚の2箇所）
- ・こども・女性・障害者支援センター（長崎・佐世保の2箇所）
- ・清和寮（1箇所）
- ・佐世保看護学校（1箇所）
- ・こども医療福祉センター（1箇所）
- ・長崎労働相談情報センター（1箇所）
- ・高等技術専門校（長崎・佐世保の2箇所）
- ・栽培漁業センター（1箇所）
- ・農業大学校（1箇所）
- ・病虫害防除所（1箇所）
- ・肉用牛改良センター（1箇所）
- ・長崎南バイパス建設事務所（1箇所）
- ・長崎鉄道高架整備事務所（1箇所）
- ・石木ダム建設事務所（1箇所）

2．再編の基本方針

(1) 本土地区

再編の方向性

で示した考え方に沿って、今後地方機関を以下のように再編します。

所管区域を2地区に区分し、総合地方機関を設置

本土の10市9町を県北・県南の2地区に区分し、それぞれに総合地方機関である「県北地域事務所（仮称）」、「県南地域事務所（仮称）」を設置します。

「地域事務所」は本方針において全て仮称。以下（仮称）を省略。

現行

地方機関名	(本庁直轄)	県北振興局	島原振興局
基本的な所管区域	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町	島原市、雲仙市、南島原市
面積 (km ²)	1,136.24	1,017.41	459.51

再編後

地方機関名	県北地域事務所	県南地域事務所
基本的な所管区域	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町	長崎市、諫早市、島原市、大村市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町
面積 (km ²)	1,259.35	1,353.81

西海市については、交通体系や現在の経済圏、生活圏を考慮し、県北地域事務所の所管とします。所管区域については、部門により、関係団体との連携等を考慮し、上表とは異なる区域の設定を検討します。

例) 保健部門：二次保健医療圏域を考慮(西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県南地域事務所で所管)

農林部門：関係団体の所管区域等を考慮(西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県南地域事務所で所管)

各地域事務所には、次に掲げる地方機関の機能を統合します。

(県北振興局、島原振興局、県税事務所、保健所、水産業普及指導センター、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、農村整備事務所、林業事務所、土木事務所)

県の直営事業に特化

地域振興(まちづくり)の部門は、今後市町の自主的な取組に委ね、そのために必要な権限の市町への移譲を推進するとともに、地方機関は、県の直接執行業務に特化する方向で見直していきます。

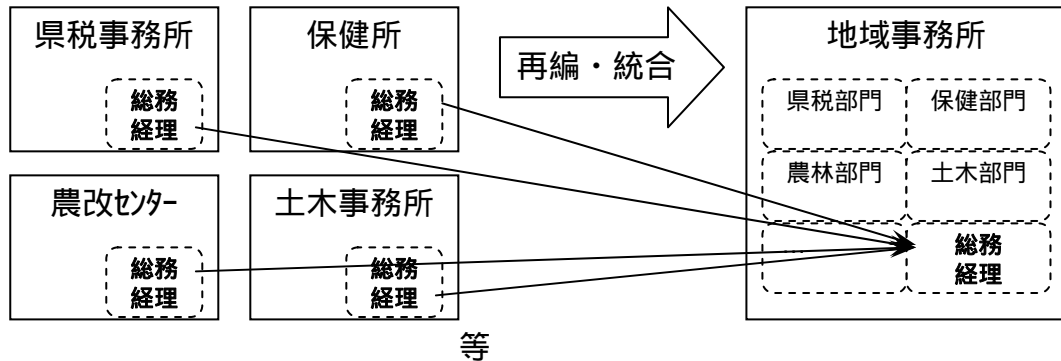
全県的な広域にわたる総合調整機能は、本庁への移管を進めます。

本庁・地方機関の基本的な役割分担

本 庁	地方機関
全県的な広域行政	所管区域内の事務
広域自治体としての政策立案	県民への直接的なサービス提供(窓口機能を含む)
特に高度な専門的機能を要する事務事業	地域の実情に応じた事業執行及び管理
対象市町村数の減少により効率化が可能な事務	所管区域内の市町への一定の支援機能
国や他の都道府県との調整	

総務事務等の内部管理事務の集約・効率化

単独事務所ごとに設置していた総務事務部門の組織は、統合後の地域事務所において集約します。



必要な支所等の配置

地域事務所への統合を進める一方で、県民が利用する窓口業務や災害対応など緊急性・現場性の強い業務などについては、必要に応じ支所・出張所等を配置し、その機能を維持します。

支所の配置が想定される業務

- ・ 各種窓口機能
(納税証明書発行、各種申請受付、納税相談 等)
- ・ 農業改良普及機能
(農業者への直接的な技術指導 等)
- ・ 土木維持管理機能
(災害対応、各種維持管理、各種許認可事務 等)
- ・ 大規模なプロジェクト事業など、特にその進捗を図ることが必要な事業を推進する機能 (時限的な現地事務所)

課題

今後、地方機関を上記 で示したように再編していくにあたっては、次のような課題があります。

合併の動向への対応

市町合併の進展を契機と捉えた今回の再編ですが、県北振興局管内の東彼・北松地区においては、今後の市町合併の動向が流動的です。

現時点において県北振興局は3市7町を所管区域としていること、また、県としても引き続き地域の自主的な市町合併を積極的に推進する方針であり、県北振興局の市町行政への支援体制については現行体制を維持していく必要があります。

庁舎の確保

地方機関の再編に併せて、できる限り庁舎の統廃合を進めます。併せて、移転・統合先については、極力、既存庁舎の活用を図ります。

この場合、県北地域事務所については、現在の県北振興局を拠点とした既存庁舎の活用が想定されますが、県南地域事務所については、相当規模の組織体制になることが想定されるため、既存庁舎で対応することは困難な状況です。このため、県南地域事務所の庁舎については、新たな庁舎の確保を前提に、地理的バランスや交通の利便性などを考慮し、今後配置場所の選定を行う必要があります。

対応

市町合併については、その推移を見守りつつ、最終的な姿を見極める必要があります。また、県南地域事務所については、既存庁舎の活用が困難なことから新たな庁舎を確保・整備する必要がありますが、財源確保や場所選定の問題について慎重な検討が必要になります。

しかしながら、その一方で、本県を取り巻く情勢は財政状況をはじめ、ますます厳しさを増すことが予想されることから、できるだけ早期に組織集約のメリットを出す必要があります。このため、可能なところから段階的に再編を行い、効果的・効率的な体制を整備していきます。

段階的な再編の実施

上記の課題の整理等と並行して、当面、以下の再編を実施します。

県北地区

県北地域を所管する県北振興局については、市町合併に向けてさらなる取り組みが行われようとしている地域もあること等を考慮し、地域振興の総合的な調整・推進機能等を有した現行体制を維持します。

ただし、内部組織については、他地域の地域事務所との整合を図るため、必要な見直しを行います。

県南地区

最終的に庁舎の確保ができるまでの間、県南地域となるべき区域を長崎・県央・島原の3地域に区分し、それぞれ「長崎地域事務所」、「県央地域事務所」及び「島原地域事務所」を設置します。

各地域事務所は、県南地域事務所の体制を考慮のうえ、次の方針により再編を行います。

- ・ 県の直営事業に特化した組織とする
- ・ 総務事務等内部管理事務の集約・効率化を実施する
- ・ 現場性の強い業務等については必要に応じ支所を配置して対応する

当面3つの地域事務所を設置するものの、県南地域事務所への再編を念頭に、部門ごとの地域特性を踏まえ、当面の段階から集約可能な部門については、先行して集約・統合を実施します。

- ・ 県税部門：島原地区については、県央地域事務所に業務体制を集約します。
(窓口機能等は島原地域事務所内に設置)
- ・ 農林部門：長崎地区については、県央地域事務所に業務体制を集約します。
- ・ 土木部門：島原地区については、業務内容等に応じて、その体制を県央地域事務所に集約します。(維持管理や災害対応機能等は島原地域事務所内に設置)

水産普及部門：既に県央(長崎市内設置)と県南(島原市内設置)の2センターの設置であるため、これをあえて3分割することなく、現行の2センター体制を維持しつつ、組織的にはそれぞれ長崎地域事務所及び島原地域事務所の内部組織として統合します。

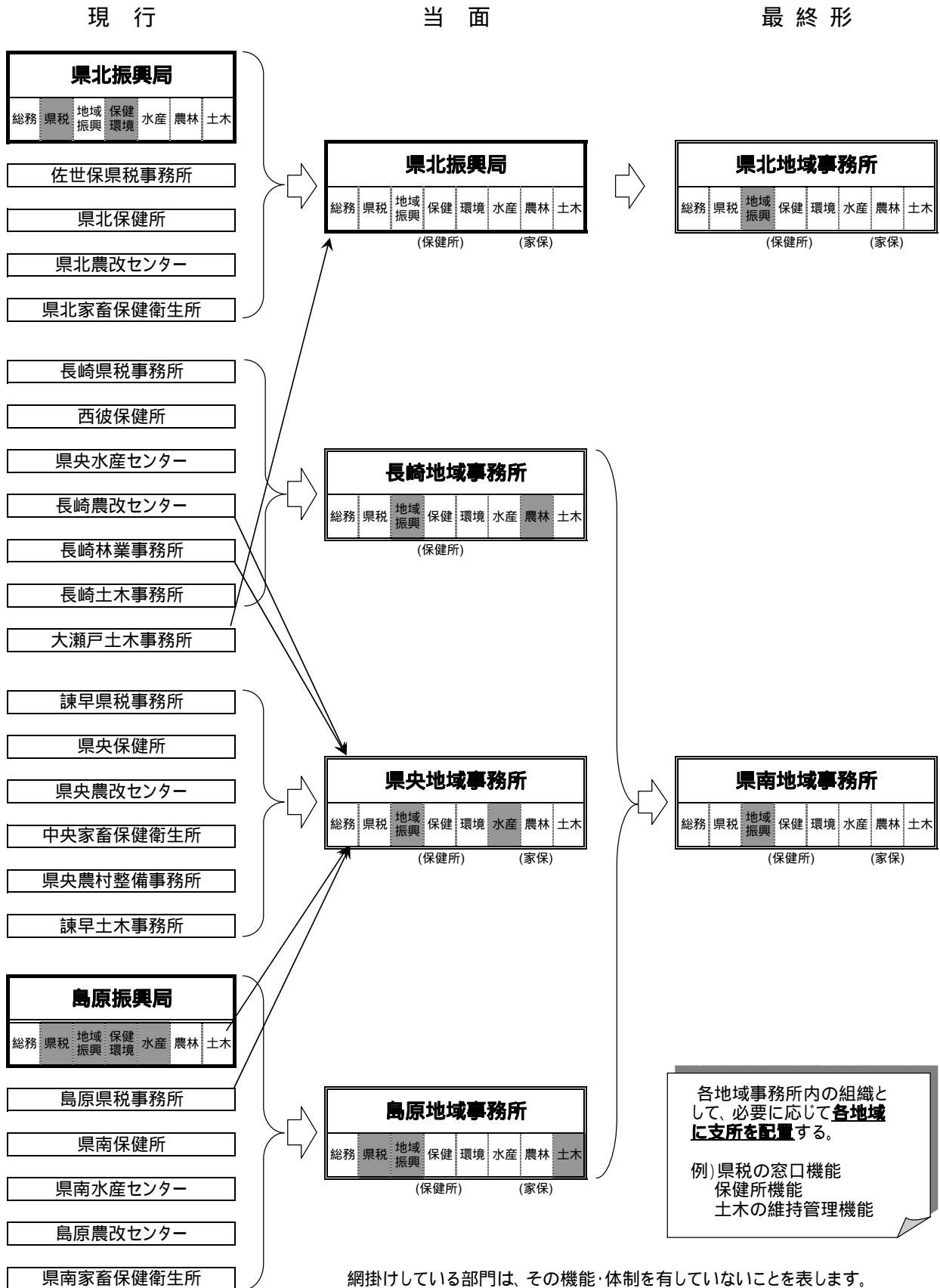
当面の地域事務所の概要

地方機関名	所管区域	配置部門	備考
長崎地域事務所	長崎市 長与町 時津町	県税 環境 保健(保健所) 水産(普及のみ) 土木 総務・経理	農林部門は県央地域事務所です。所管 水産行政は現在も本庁で対応しており、現状維持 水産普及部門は大村湾に面する区域も含む
県央地域事務所	諫早市 大村市	県税 環境 保健(保健所) 農林 土木 総務・経理	農林部門は長崎市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町及び波佐見町まで所管 窓口業務などを除く県税及び災害対応や維持管理機能を除く土木部門は島原地区まで所管
島原地域事務所	島原市 雲仙市 南島原市	県税(一部) 環境 保健(保健所) 農林 水産(普及のみ) 土木(一部) 総務・経理	窓口業務などを除く県税及び災害対応や維持管理機能を除く土木部門は、県央地域事務所です。所管 水産行政は現在も本庁で対応しており、現状維持 水産普及部門は橘湾の諫早市区域及び諫早湾区域も含む
県北振興局	佐世保市 平戸市 松浦市 西海市 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 江迎町 鹿町町 佐々町	地域振興 県税 環境 保健(保健所) 水産 農林 土木 総務・経理	合併の動向が明らかになるまでは、市町行政の支援などを含む地域振興部門を維持 水産普及部門は大村湾に面する区域を除く 西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町における農林部門は県央地域事務所です。所管

上表に掲げる部門は、可能な限り各地域事務所、振興局へ集約することを検討します。

本土地区の再編をイメージで示すと、次のようになります。

〔ただしこのイメージは、あくまで「組織」としての再編の基本的な方向を示したものです。庁舎の統合については、別途整理が必要となります。〕



(2) 離島地区

離島地区については、平成17年度の地方局体制への改正で一定の見直しを行っていることから、組織の簡素化・効率化という観点から、以下の再編を実施します。

地方局・保健所・家畜保健衛生所を一事務所へ統合

五島、壱岐、対馬にそれぞれ配置されている地方局、保健所及び家畜保健衛生所を統合し、「五島地域事務所」、「壱岐地域事務所」及び「対馬地域事務所」を設置します。

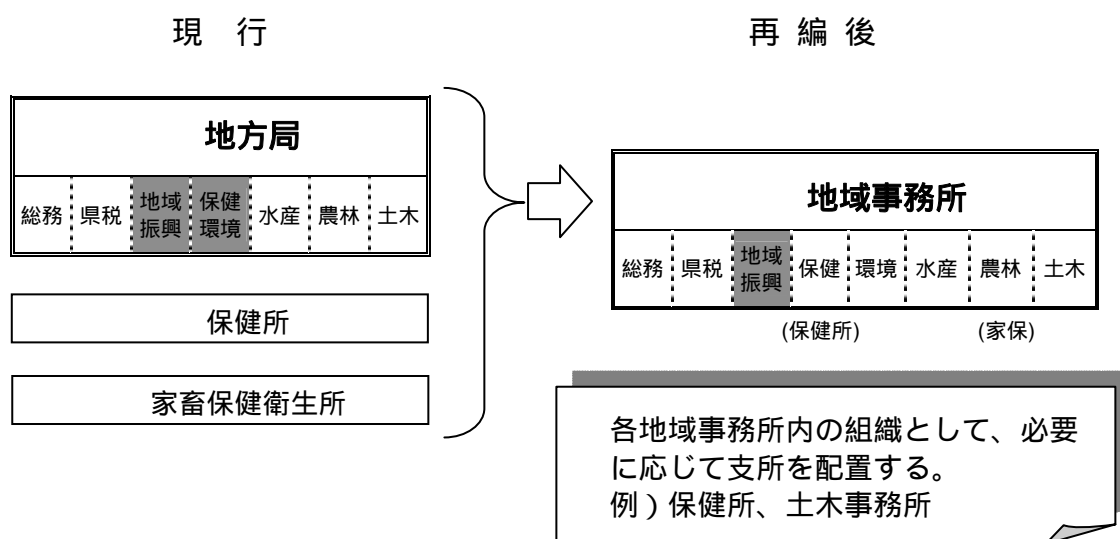
保健所、家畜保健衛生所の総務経理部門は、統合後の地域事務所において集約します。

上五島地区については現在、五島地方局の支所として上五島土木事務所、上五島水産業普及指導センター、単独事務所として上五島福祉事務所、上五島保健所を設置しています。

これらのうち、上五島福祉事務所を除くものについては、「五島地域事務所」の内部組織として統合するものの、離島という地理的要因から、引き続き同様の機能を支所として配置する方向で検討します。

なお、上五島福祉事務所については、別途見直しを検討します。

離島地区の再編をイメージで示すと、次のようになります。



網掛けしている部門は、その機能・体制を有していないことを表します。

(3) その他の地方機関

地域事務所への集約の対象とならない地方機関については、それぞれの機関を取り巻く情勢に応じ、今後以下のとおり見直しを検討していきます。

【試験研究機関】

県の試験研究機関の役割を検証し、近県の試験研究機関との連携や機能分担などのあり方を継続して検討します。

特に、農業系試験研究機関（総合農林試験場、果樹試験場、畜産試験場）については、「農業系研究機関あり方検討委員会」の報告書（平成19年9月）の提言内容を考慮し、「農林技術研究センター（仮称）」としての統合を検討します。

併せて、病害虫防除所の同センターへの統合についても検討します。

【消費生活センター】

民間委託等を含め、あり方を検討します。

【計量検定所】

計量法の改正を踏まえた一部民間委託や本庁移管を検討します。

【食肉衛生検査所】

民間企業との関連や業務量の推移に留意しつつ、あるべき規模を検討します。

【各福祉事務所】

市や町と協議しながら、町への事務移管及び市町への事務委託について、検討します。

【佐世保看護学校】

移管等を含め、あり方を検討します。

【長崎労働相談情報センター】

相談窓口の設置のあり方について検討します。

【農業大学校】

外部有識者からなるあり方検討委員会での議論を考慮しつつ、最終的な答申等を踏まえてあり方を検討していきます。

【肉用牛改良センター】

平成24年度に全国和牛能力共進会が本県で開催されることを考慮し、当面現行体制を維持します。将来的には、状況に応じた見直しを検討します。

【その他】

その他、消防学校、開成学園、こども・女性・障害者支援センター、清和寮、こども医療福祉センター、高等技術専門校等については、当面は現行体制を維持します。将来的には、状況に応じた見直しを検討します。

3. 部門別の見直し方針

所管区域の見直しや、地域事務所の設置により、各地方機関がどのように再編されるのかを、部門ごとにイメージで示すと、以下ようになります。

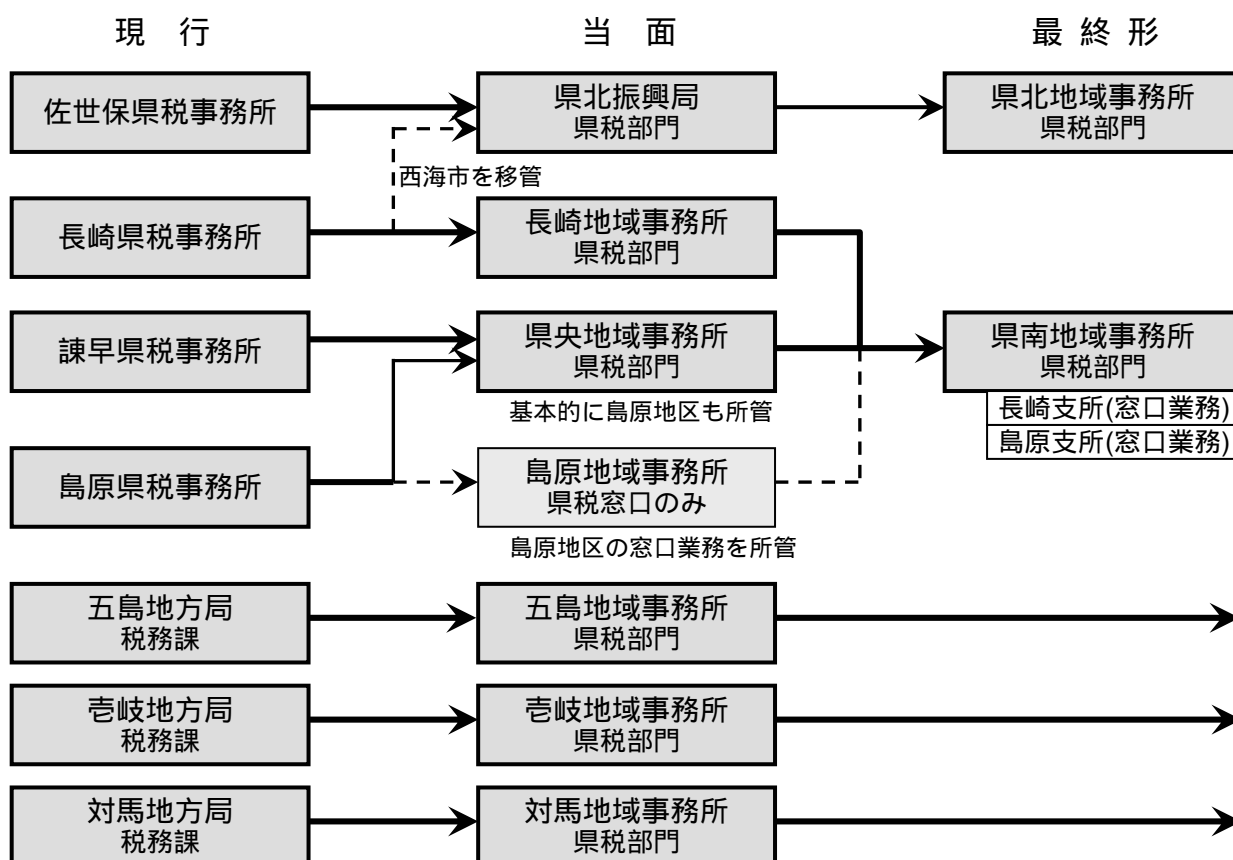
イメージは、あくまで「組織」としての再編を示しており、その庁舎をどのように配置するかは、別途検討します。

(1) 総務・経理部門

地域事務所への集約・一元化
 各地域事務所に集約される地方機関の総務・経理事務は、当該地域事務所に設ける総務・経理部門に一元化
 最終形での支所配置の検討
 本土地区の2地域事務所以外にも支所の集積が一定ある地区については、総務・経理部門の支所の配置を検討

(2) 県税部門

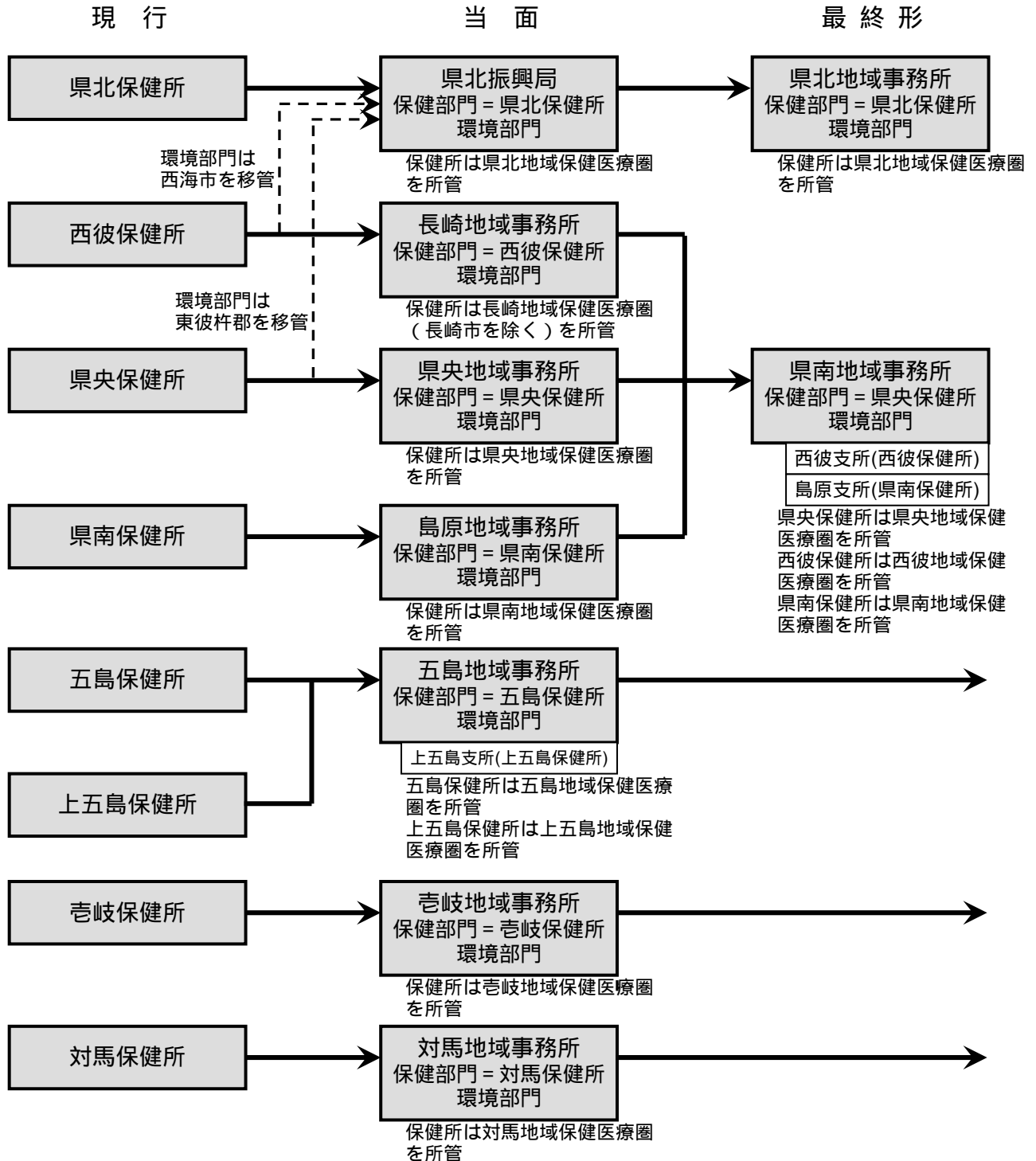
地域事務所への再編・統合
 地域事務所への統合及び所管区域の見直しを実施
 窓口機能の確保
 県民へのサービス水準の維持のため、窓口機能等（納税証明書発行、各種申請受付、納税相談・苦情対応等）を支所として配置



具体的な支所の配置箇所、所管区域、担当業務の詳細、配置人員等については、具体化に向けて検討します。

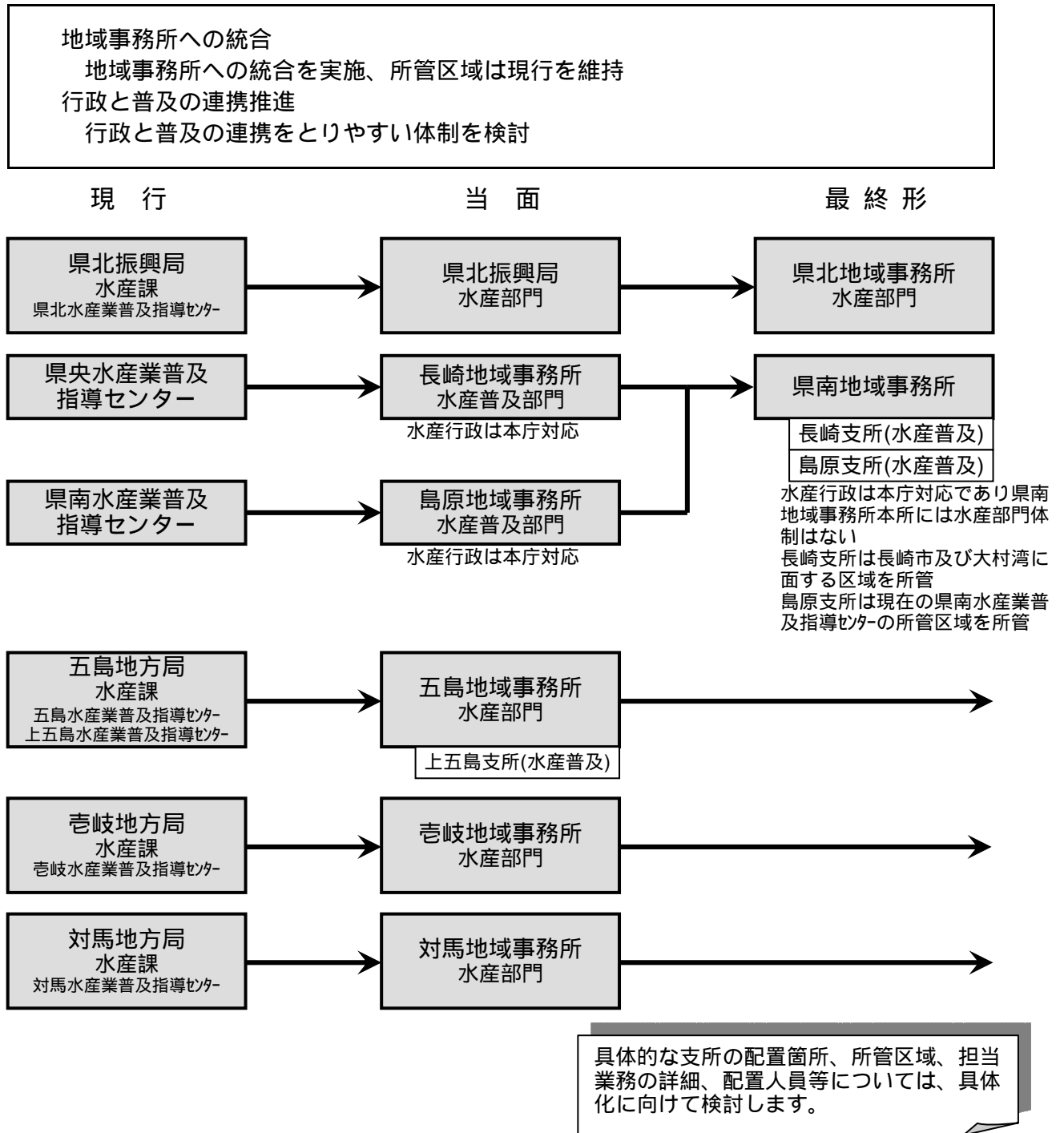
(3) 保健・環境部門

地域事務所への統合
 地域事務所への統合を実施
 環境行政の分離
 統合後の地域事務所内において、より専門性・機動性を発揮できるよう、保健部門
 (= 保健所) から環境部門を分離することを検討

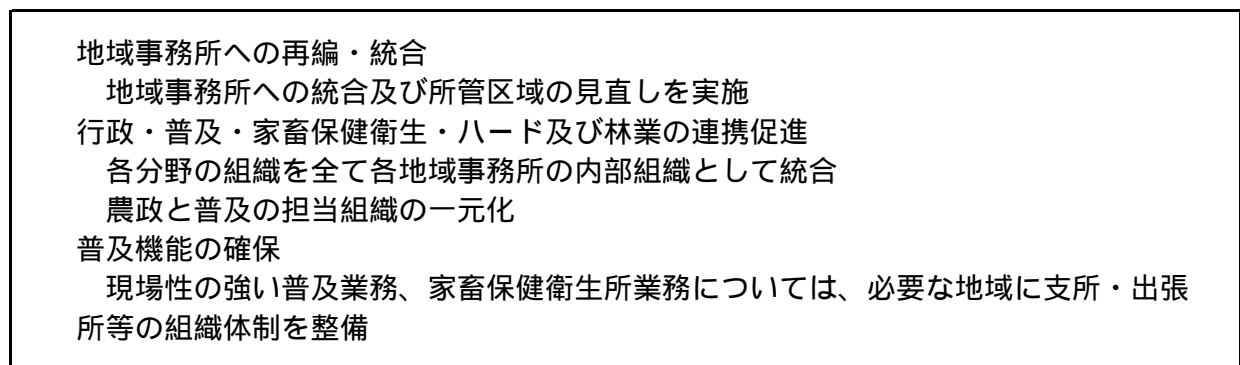


具体的な支所の配置箇所、担当業務の詳細、配置人員等については、具体化に向けて検討します。

(4) 水産部門



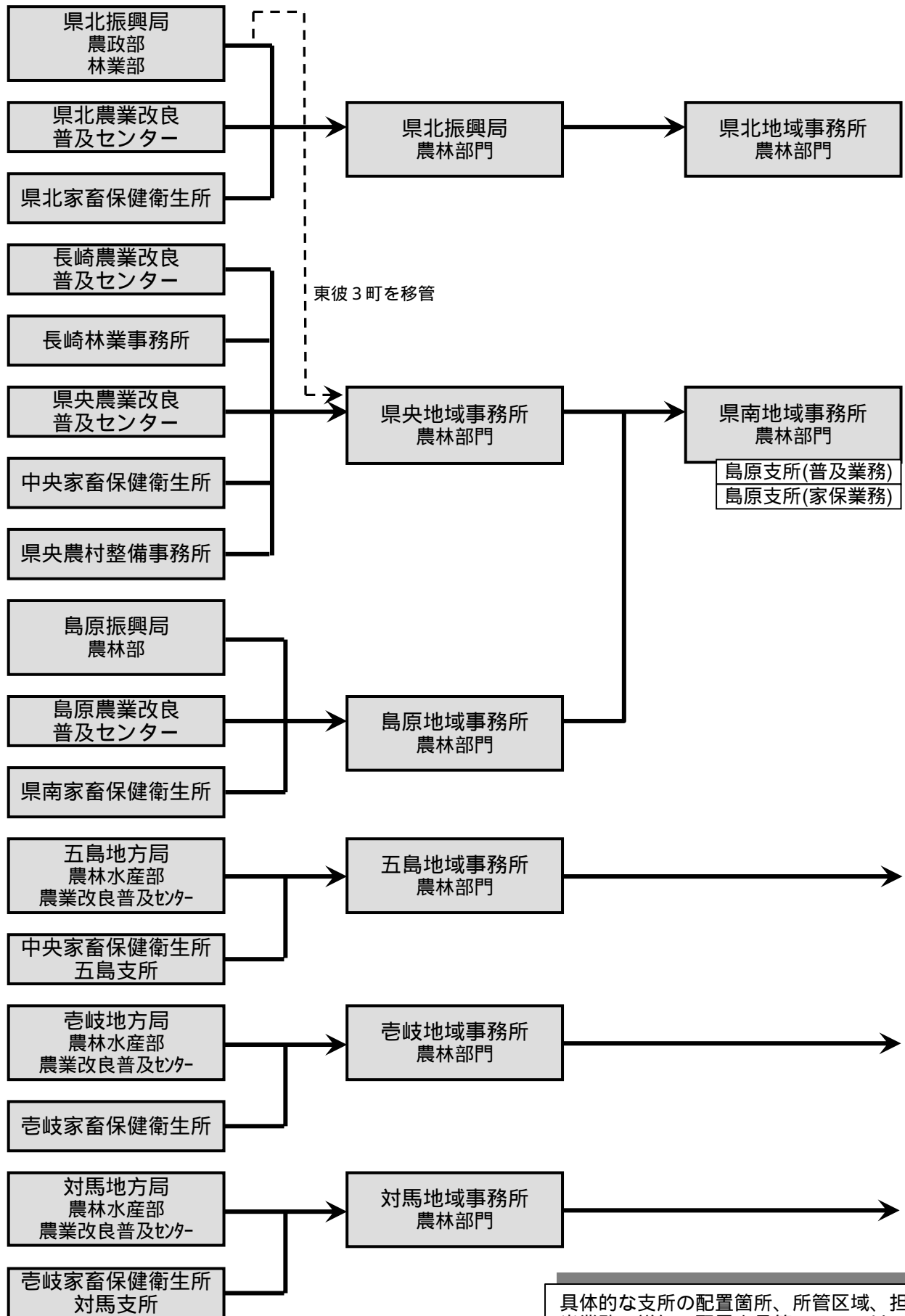
(5) 農林部門



現 行

当 面

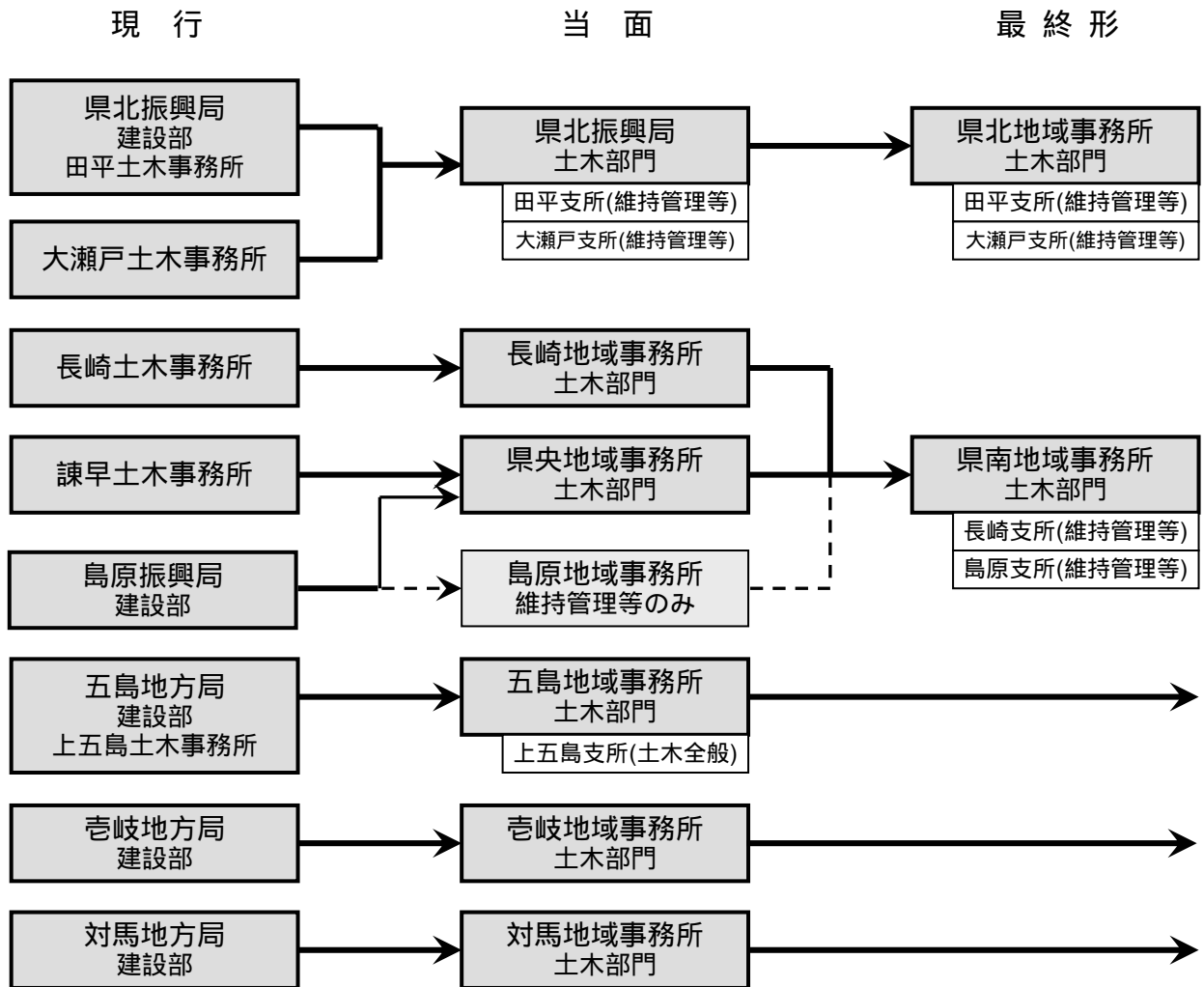
最 終 形



具体的な支所の配置箇所、所管区域、担当業務の詳細、配置人員等については、具体化に向けて検討します。

(6) 土木部門

地域事務所への再編・統合
 地域事務所への統合及び所管区域の見直しを実施
 災害対応や維持管理体制を維持した再編
 緊急性の強い災害対応業務、現場性の強い維持管理業務及び各種許認可業務などについては、必要な地域に支所・出張所を整備



具体的な支所の配置箇所、所管区域、担当業務の詳細、配置人員等については、具体化に向けて検討します。

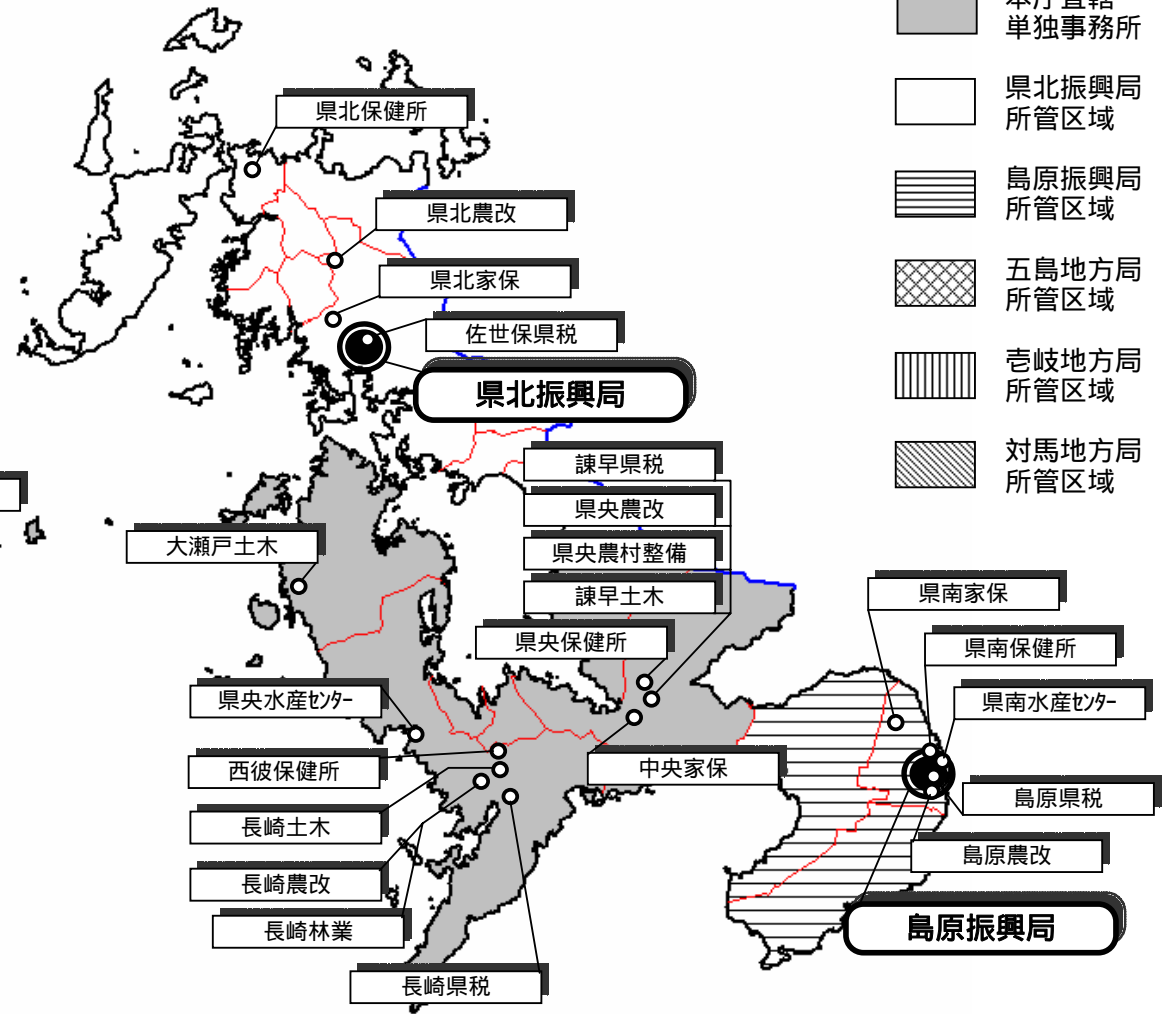
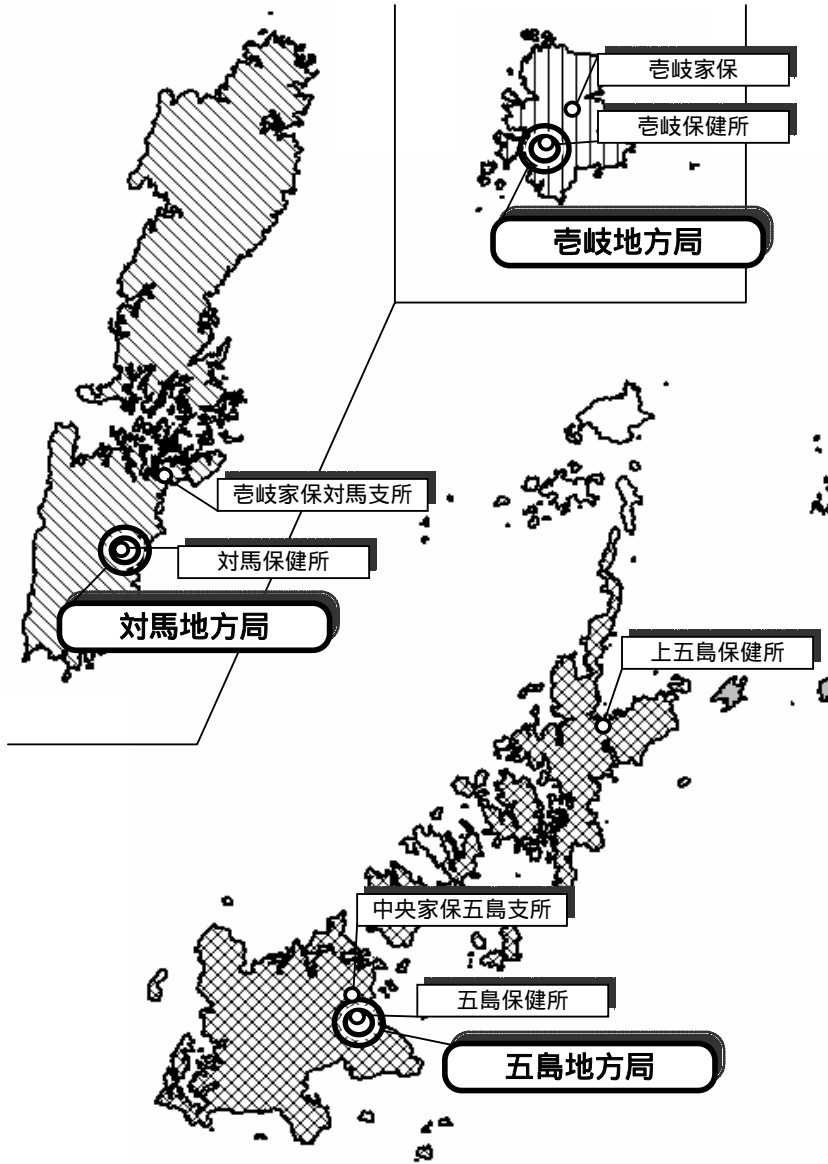
4 . 再編の時期について

当面の再編については、原則として平成20年度中に具体化に向けた検討や関係団体との協議を行い、平成21年4月から実施します。

最終的な県北・県南の2地区体制への移行時期については、既に述べたように庁舎確保等の問題があるため、現時点においては明記できないことから、引き続き検討していきます。

現在の地方機関の配置状況

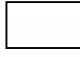


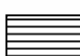



総合地方機関への集約の対象となる地方機関のみ記載しています。

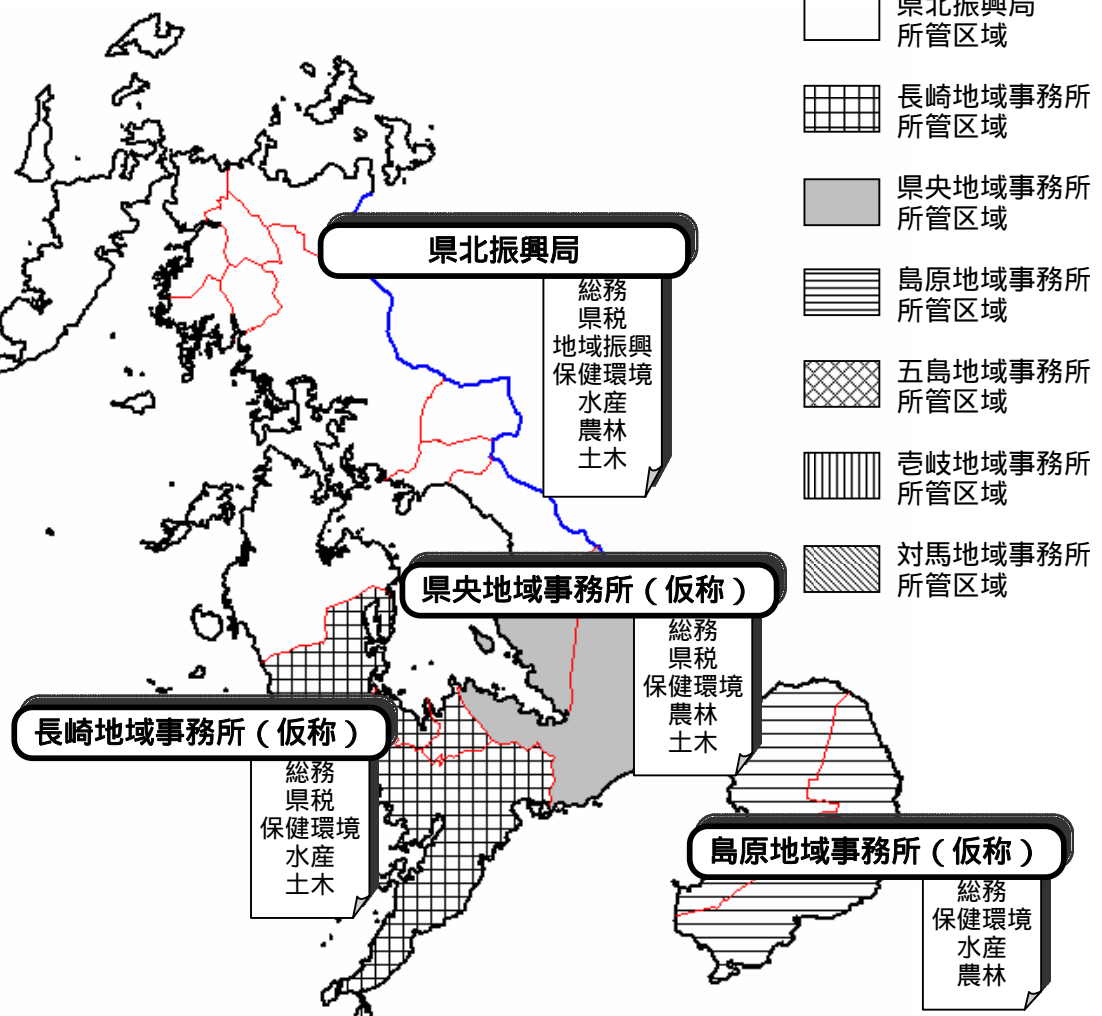
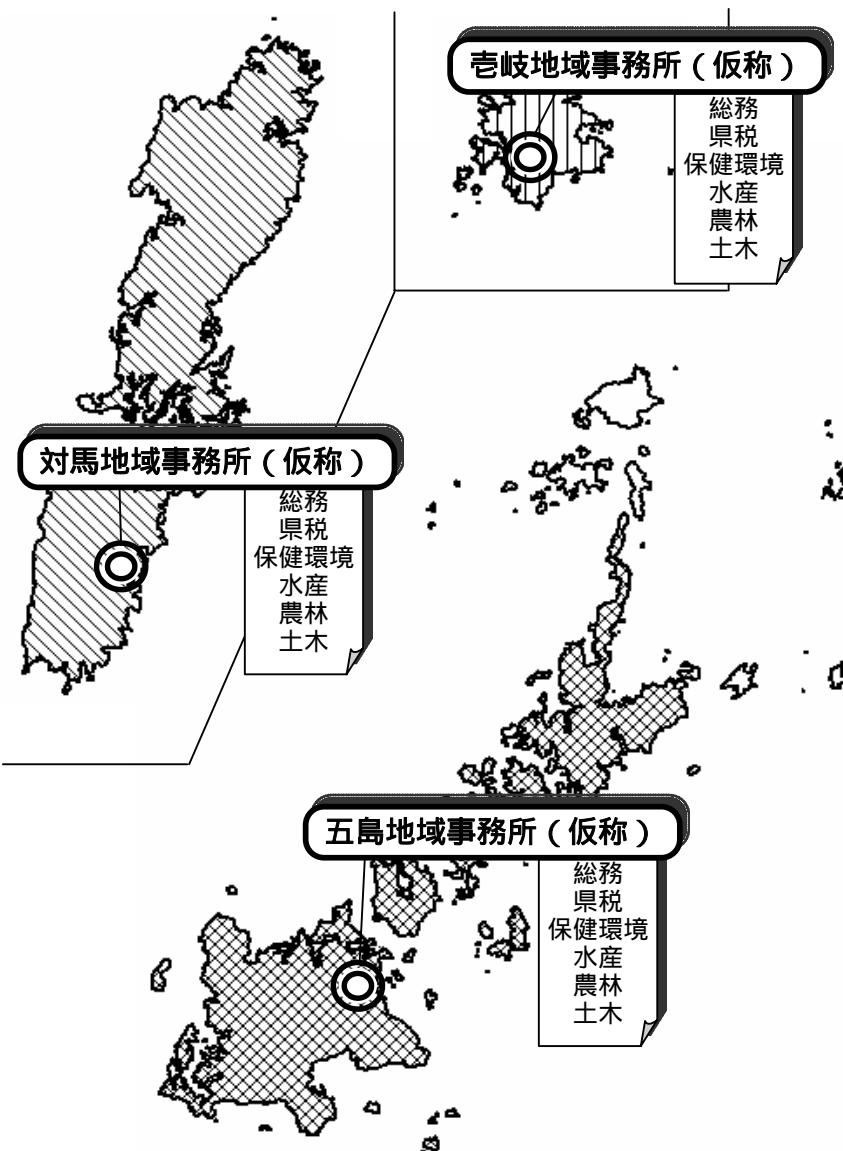


- 本庁直轄
単独事務所
- 県北振興局
所管区域
- 島原振興局
所管区域
- 五島地方局
所管区域
- 佐賀地方局
所管区域
- 対馬地方局
所管区域

当面の地方機関再編後の配置図

総合地方機関のみ記載しています。

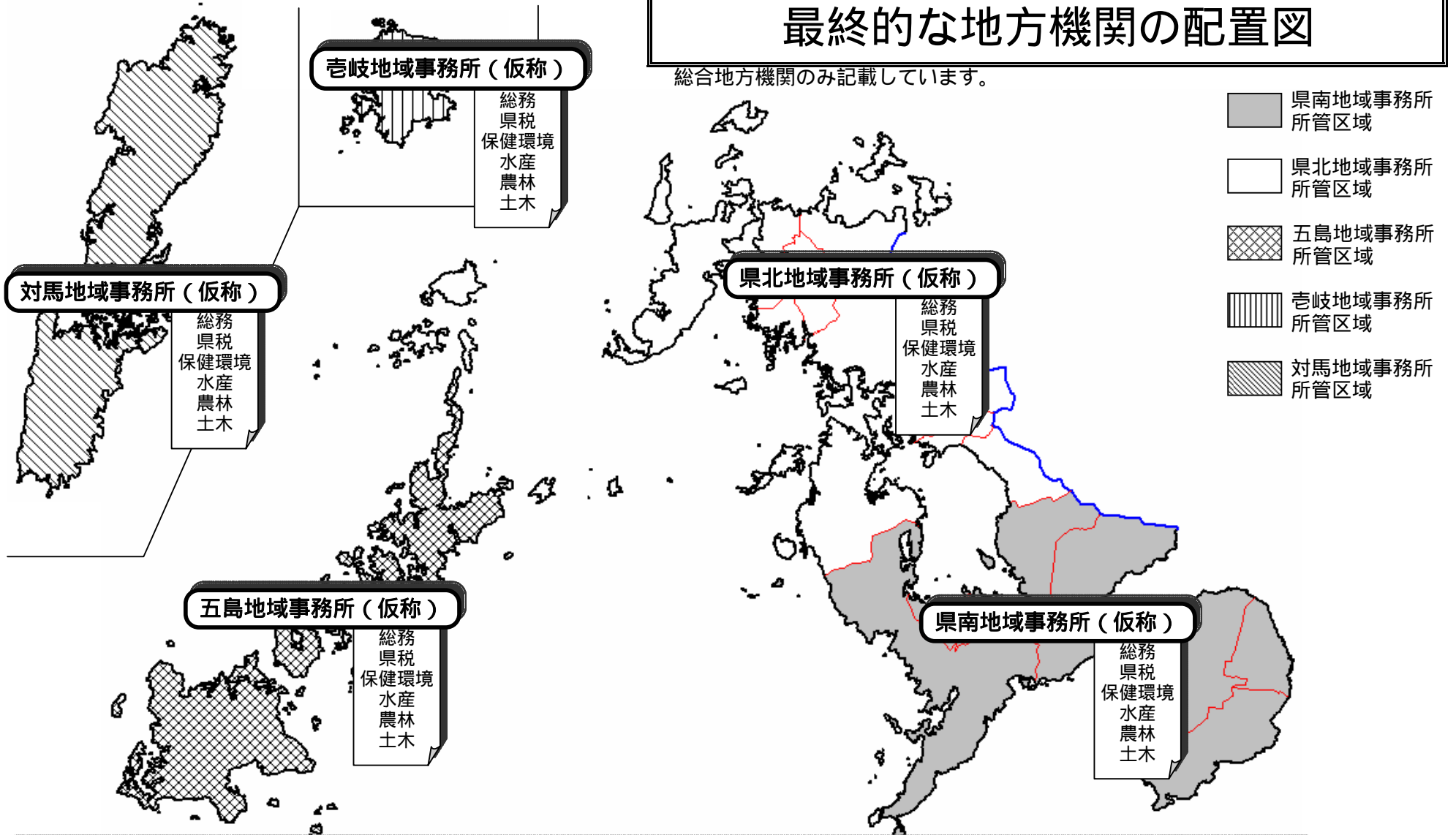
-  県北振興局
所管区域
-  長崎地域事務所
所管区域
-  県央地域事務所
所管区域
-  島原地域事務所
所管区域
-  五島地域事務所
所管区域
-  壱岐地域事務所
所管区域
-  対馬地域事務所
所管区域



各地域事務所内の組織として、必要に応じて各地域に支所を配置する。
 例) 県税の窓口機能、土木の維持管理機能 等
 所管区域については、部門により、関係団体との連携等を考慮し、上図と異なる区域を設定する。
 例) 保健部門：二次保健医療圏域を考慮（西海市は長崎地域事務所で所管、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県央地域事務所で所管）
 農林部門：関係団体の所管区域等を考慮（西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県央地域事務所で所管）

最終的な地方機関の配置図

総合地方機関のみ記載しています。



各地域事務所内の組織として、必要に応じて各地域に支所を配置する。

例) 県税の窓口機能、保健所機能、土木の維持管理機能 等

所管区域については、部門により、関係団体との連携等を考慮し、上図と異なる区域の設定を検討する。

例) 保健部門: 二次保健医療圏域を考慮(西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県南地域事務所で所管)

農林部門: 関係団体の所管区域等を考慮(西海市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町は県南地域事務所で所管)